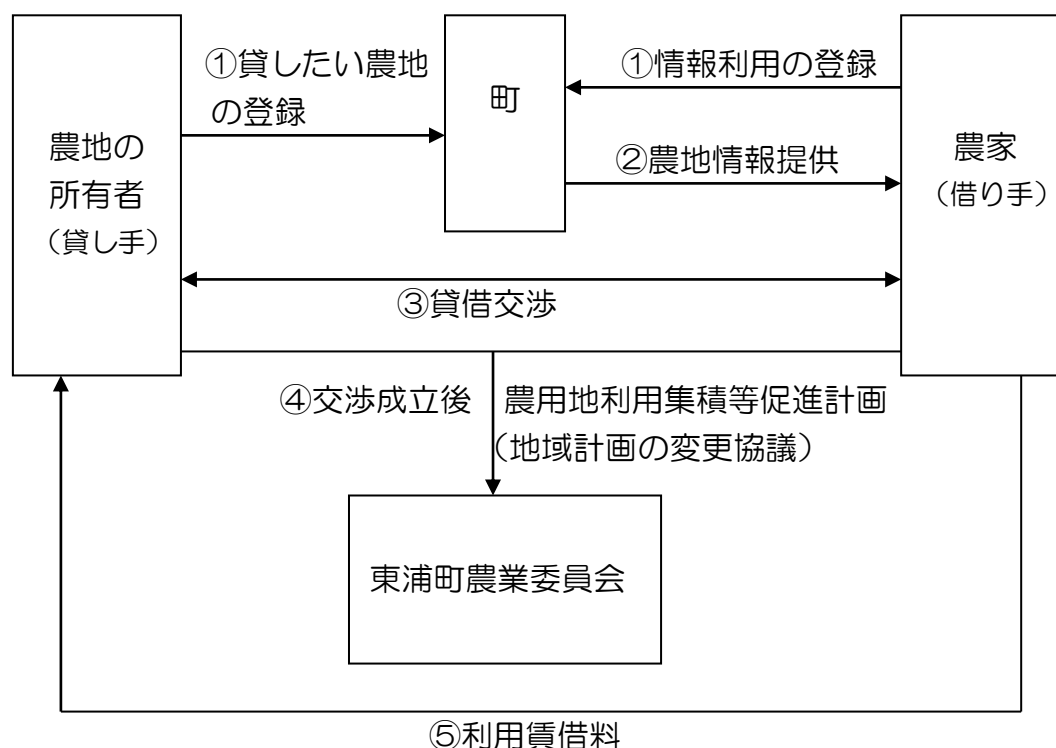


東浦町遊休農地活用登録制度について

（遊休農地活用登録制度とは？）

東浦町内における遊休農地の解消、発生防止並びに有効活用を図ることを目的とし、農地の維持管理にお困りの所有者と農業経営規模拡大等により農地を必要とする農家の両者が、登録することにより、農地の貸借の情報提供を行う制度です。

（遊休農地活用登録制度の流れ）



（貸し手の方へ）

- 登録できる農地は所有者の住所に関係なく、東浦町内の農地です。
- 納税猶予期間中の農地は、登録できません。
- 様式1および様式2を記入し、商工農政課農政係へ提出してください。
- 様式1は、筆ごとに作成してください。
- 貸借の交渉は、借り手、貸し手の双方でおこなっていただきます。東浦町は情報の提供のみで、貸借交渉、契約に直接関与しません。
- 登録申込書の内容に変更があった場合は、速やかに商工農政課農政係へ届け出てください。
- 貸借交渉が成立したときは、農用地利用集積等促進計画を東浦町農業委員会

へ提出してください。

（注）原則として地域計画（目標地図）に位置付けられた担い手（借り手）に対して農地を貸し付けることが条件となります。

- 登録した農地は、貸借契約が成立し、農用地利用集積等促進計画に係る手続きが完了するまでは、所有者の管理となります。

（借り手の方へ）

- 東浦町において農家資格を有し、農地の借り入れの意思がある方が対象です。
- 様式3および様式4を記入し、商工農政課農政係へ提出してください。
- 利用登録申込書の内容に変更があった場合は、速やかに商工農政課農政係へ届けてください。
- 利用登録申込書内容に虚偽があった場合は、本制度を利用することはできません。
- 登録物件（遊休農地）情報は、商工農政課農政係、JAあいち知多営農センターで開示します。
- 貸借の交渉は、借り手、貸し手の双方でおこなっていただきます。東浦町は情報の提供のみで、貸借交渉、契約に直接関与しません。
- 貸借交渉開始したとき及び交渉終了後には様式5を速やかに商工農政課農政係へ提出してください。
- 貸借交渉が成立したときは、農用地利用集積等促進計画を東浦町農業委員会へ提出してください。

（注）原則として地域計画（目標地図）に位置付けられた担い手（借り手）に対して農地を貸し付けることが条件となります。地域計画（目標地図）に位置付けされていない場合は、地域計画（目標地図）の変更協議が必要となりますので、商工農政課農政係にご相談ください。

問合せ：商工農政課農政係 電話0562-83-3111（内線345）